

公益財団法人持田記念医学薬学振興財団

役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人持田記念医学薬学振興財団（以下「本財団」という。）の役員等報酬について定めることを目的とする。

2 役員等とは理事、監事、評議員、諮問委員、選考委員及び顧問をいう。

(役員等の報酬の意義)

第2条 本規程における役員等の報酬とは、本財団が役員等に対し、役員等の職務執行の対価として支払うものをいう。

(役員等の報酬)

第3条 常勤の役員等とは本財団を主たる勤務場所とする者をいい、その報酬は、本俸及び通勤手当とし、本俸は年額報酬とする。

2 非常勤の役員等とは常勤役員等以外の者をいい、その報酬は原則として、評議員会、理事会、諮問委員会及び選考委員会等へ出席した場合の日当として支給する。但し、職務の態様から年額報酬を支給する事が適当と認められる場合には評議員会の承認を得て年額報酬とすることができるが、その額は常勤役員等の年額報酬限度額を超えてはならない。また、別途、宿泊交通費を実費にて支給する。

3 監事の会計監査に対しては次条第3項の規定に基づき、別途報酬を支給することができる。

4 選考委員の定款第5条第1項第1号乃至第3号に掲げる事業の対象者の選考に対しては、次条第4項の規定に基づき選考報酬を支給することができる。

(決定基準)

第4条 常勤の役員等の本俸は、世間水準、物価水準、職員給与とのバランス及び責任の度合い等を考慮して算定し、評議員会にて決定する。但し、次の各号に定める額を限度とする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 理事長 | 1, 000万円 |
| (2) 副理事長 | 800万円 |
| (3) 常務理事 | 600万円 |
| (4) その他の理事 | 500万円 |

(5) 監事 500万円

(6) その他の役員等 別途評議員会にて決定する。

- 2 非常勤の役員等の日当は、1日あたり、30,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として、評議員会にて決定する。
- 3 公認会計士である監事の会計監査に対する報酬は、公認会計士の報酬基準、物価水準及び職務の態様等を考慮し、1日あたり100,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として、評議員会にて決定する。
- 4 選考委員の選考報酬は、審査する申請書、推薦書の量等職務の態様を考慮し、年額300,000円（源泉所得税控除後の金額）を限度として、評議員会にて決定する。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員等の通勤手当は、月額50,000円を限度として、実費支給する。

- 2 通勤区間の経路および交通機関については、最短距離および最も経済的・合理的に通勤し得る路線を基準として本財団が指定する。また、次の各号について、通勤手当は支給しない。
 - (1) 本人の居住地より勤務する事業所までの通勤距離が1.5km以内の場合の全区間。
 - (2) 居住地より最寄の鉄道乗車駅までの距離が1.5km以内の場合、その区間。
- 3 通勤手当は、原則として、通勤区間の6ヵ月の通勤定期代を支給する。

(報酬の支給)

第6条 年額報酬の役員等の報酬は、本俸の12分の1の額（以下、「本俸の月割り額」という。）を毎月25日（当該日が金融機関の休日に当たるときは、その直前の金融機関営業日）に、当該月度分として支給する。

- 2 前項の報酬は、法令等の定めるところにより報酬から控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 常勤の役員等の通勤手当は、定期券の有効期間が満了する直前の報酬の支給とあわせて支給する。ただし、新たに常勤の役員等に就任した者に対しては、最初の報酬の支給とあわせて支給する。
- 4 非常勤役員等の日当等の報酬は会議等に出席した際に、その都度支払うこととする。
- 5 非常勤役員等において年額報酬を支給する事が適当と認められる場合には常勤役員を支給方法に準じて支払うこととする。

(新たに常勤の役員等に就任した者の本俸)

第7条 月の初日以外の日において、新たに常勤の役員等に就任した者に対するその月分の本俸については、本俸の月割り額をその月の休日を除く日数で除して得た額に、新たに就任した日から月末までの間の休日を除く日数を乗じて得た額(円未満四捨五入)とする。

(常勤の役員等でなくなった者の本俸)

第8条 月の末日以外の日において、辞任または解任されて常勤の役員等に対するその月分の本俸については、本俸の月割り額をその月の休日を除く日数で除して得た額に、月初から辞任または解任された日までの休日を除く日数を乗じて得た額(円未満四捨五入)を支給する。

2 月の末日以外の日において死亡して常勤の役員等でなくなった者に対するその月の分の本俸については、当該月度の本俸の月割り額全額を支給する。

(公表)

第9条 本財団は本規程を法令の定めにより公表するものとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(その他)

第11条 本規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。